

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月17日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、報告3件、議案6件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

平成23年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい折にもかかわらず、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

6月20日に政府が発表した6月の経済月例報告によりますと、景気の基調判断について、5月の報告では、このところ弱い動きとなっている、また失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとしておりましたが、6月の報告では、依然として厳しい状況にある中で、このところ上向きの動きが見られると上方修正しております。東日本大震災の影響で寸断された部品の調達供給網、いわゆるサプライチェーンの立て直しが進んで、生産を中心に上向きの動きが出てきたことを反映したものとなっております。個人消費については、百貨店などの販売持ち直しを受けて、引き続き弱さが見られるものの、下げどまりつつあるとし、輸出、生産についても、減少していたが、上向きの動きがあると上方修正しております。

一方雇用については、5月の報告では、依然として厳しいものの、持ち直しの動きが見られる。ただし一部に弱い動きも見られるとしておりましたが、6月は、このところ持ち直しの動きに足踏みが見られ、依然として厳しいと下方に修正しております。

日銀も、6月の景気判断を上方修正しており、全体として景気は上向いていると言えるものの、先行きについては、欧米や先進国の景気減速を下振れリスクとし、海外経済に関する概況判断も下方に修正していることから、今後海外経済がどのように動いていくかが大きな課題となっております。

東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの立て直しによって、生産を中心に日本経済は上向きつつあるということではありますが、既に大地震発生以来3カ月余りが経過しているにもかかわらず、被災地にはいまだ瓦れきが残り、福島第一原発事故による放射線への不安は広がり、仮設住宅はできても生活資金がなく、避難所生活を余儀なくされる人たちがいるなど、復旧・復興への道ははるかに遠い状況となっております。

ようやく復興基本法の成立を見ましたが、阪神・淡路大震災では約1カ月で成立したことを考えると、今回の震災が広範囲にわたり原発事故を伴うなど、未曾有の大災害であり、復興計画を立てるにしても、多くの時間を要するであろうことは理解できますが、それにしても遅いと言わざるを得ません。

このような状況の中で、首相の辞任時期をめぐって国会が混乱するなど、異常な事態が続いております。一日も早い復旧・復興に向けての有効な手だてを講じていただき、日本経済が一日も早い復活に向けて力強く歩み始めることを期待したいところであります。

私たちの川根本町においても、大地震の発生によって宿泊客のキャンセルが相次ぎ、その後、ゴールデンウィークにある程度持ち直し、観光客も少しずつ動き始めたかの感じもありましたが、観光産業は依然として厳しい状況が続いております。また、茶業については、薫科地区の荒茶から暫定規定値を上回る放射性物質、セシウムが検出されるなど、本県茶業界

に大きな打撃と動揺を与えております。また、御前崎市からフランスに輸出された玄米茶からも規制値を大きく超えるセシウムが検出されたとの発表がありましたが、玄米茶ではなく緑茶の誤りであったと訂正されるなど、混乱を来し、さらに風評被害を大きくするのはと茶業関係者の不安を増幅しております。

観光業は交流人口を招き、地域の活性化に大きく寄与するものであり、トータル産業と言われております。観光の背景となるステージは、地域の風景や住民の暮らしのありようでも言うべき地域に根づいた文化であり、それらを形成する基となるのが茶業を中心とした農林業であります。したがって、農林業の振興は、町にとって極めて重要な施策であるはずであり、農林業の振興なくして中山間地域における観光振興はないと言っても過言ではないと思います。茶の需要が伸び悩み、むしろ減退する中では、他の産物の導入も考えながら、農家民宿や農家レストラン、農家カフェなど、お茶の接待文化も生かした新しいグリーンツーリズムを取り入れるなど、現状の落ち込みから早急に抜けるための誘客キャンペーンなどを実施すると同時に、中長期的な視点に立った振興策を講じていかなければなりません。かつてない厳しい状況の中で容易な問題ではありませんが、業界のみならず、地域、議会、行政が一体となって今の危機的状況から夢のある方向へ持っていかなければなりません。

6月18日には千年の学校が開かれ、塾生の皆様と話し合いの機会を得ました。私は、地域資源を生かした地域振興、特に広域的な連携による観光振興策を中心にお話をさせていただきましたが、塾生の中にも、ここ数年から20年ぐらいの間に本町に移り住まれた方、あるいは本町に空き家を求め、都市と田舎の二重生活を楽しんでおられる方がいらっしゃり、ほかに同様の方がかなりいらっしゃることを知りました。このような方々からお話を伺うことによって、新たな転入者や交流人口を招くヒントも得られるのではないかと思います。都市と本町を結ぶブリッジパーソンとしても大きな役割を担っていただけるのではないかと期待をも申し上げたものでした。

18日の夜には、アジア大会においてカヌー競技で銀メダル、銅メダルを獲得し、ロンドンオリンピックへの出場が期待される大村朱澄選手の選手活動を支援するための後援会が発足しました。大村選手は、現在石川県小松市で強化合宿中ですが、8月には世界カヌースプリント選手権大会に挑むことになっております。ここで8位以内に入賞すれば日本枠を獲得し、オリンピック出場が決まります。もし8位以内の入賞がかなわなかった場合には、10月のアジアカヌースプリント選手権大会に挑戦し、優勝することが求められます。アジアでは中国選手が強敵となりますが、何とか頑張ってオリンピックに出たいと思います。これから各地区の区長さん、体育指導員さんに御協力いただき、募金活動を行うこととなりますが、川根本町からオリンピック選手を誕生させるということは、町にとっても特筆すべき明るい話題であり、後に続く若者にとっての大きな目標ともなりますので、ぜひとも皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

本日御審議いただくのは、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問2件、繰越明許費繰越計

算書についての報告 3 件、条例改正 2 件、町道認定 1 件、補正予算 3 件であります。御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、鈴木多津枝君、11番、高畑雅一君を指名します。

日程第 2 会期決定の件

議長（板谷 信君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月29日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月29日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（板谷 信君） 日程第 3、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案 1 ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱される者であります。候補者につきましては人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち澤村泰子氏が平成23年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き澤村氏を推薦したくお諮りするものでございます。

澤村泰子氏は、昭和18年9月13日生まれの67歳で、平成14年10月1日から人権擁護委員に就任され、3期9年、確実にその任に当たられ、あわせて平成22年4月1日からは静岡人権擁護委員協議会志太地区委員会役員を務め、平成23年4月1日からは、静岡人権擁護委員協議会志太地区委員会役員の代表として、静岡県中部感染症審査協議会委員として御活躍をいただいております、引き続き委員に推薦したく御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（板谷 信君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになって

おります。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち1名が平成23年9月30日をもって任期が満了となり、退任されることとなりました。今回新たに芹澤通江氏を推薦したくお諮りするものでございます。

芹澤通江氏は、昭和27年1月7日生まれの59歳で、学校給食栄養士として長年にわたり子供たちに食を通じた教育に尽力され、そのため子供たちと接することで子供の人権にも関心を持たれるとともに、その職務を公正に行う十分な資質を備えており、適任と考えておりますので、推薦したく御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員の候補者の推薦について説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第5 報告第1号 平成22年度川根本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第5、報告第1号、平成22年度川根本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本件について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第1号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきましたきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業等に係る平成22年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、情報通信基盤整備事業は、翌年度繰越額4,300万円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、相談支援活用施設改修事業は、翌年度繰越額1,309万2,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、きめ細かな交付金事業、簡易水道事業特別会計繰出金（浄水場施設修繕事業分）は、翌年度繰越額370万円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、きめ細かな交付金事業、茶業技術センター改修事業は翌年度繰越額982万円、自然休養村管理センター改修事業は489万9,000円です。

第2項林業費、事業名、きめ細かな交付金事業、林道寸又線改良事業は、翌年度繰越額1,320万円、林道蕎麦粒線改良事業は226万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、きめ細かな交付金事業、不動の滝遊歩道改修事業は、翌年度繰越額394万3,000円、登山道整備事業は567万円です。

第8款土木費、第1項土木管理費、事業名、T O K A I - 0 総合支援事業は翌年度繰越額320万円、第2項道路橋りょう費、事業名、町道維持補修事業は、翌年度繰越額2,000万円、第3項河川費、事業名、前城沢維持修繕事業は、翌年度繰越額280万円、第4項住宅費、事業名、きめ細かな交付金事業、町営住宅維持修繕事業は、翌年度繰越額5,145万4,000円です。

第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、図書購入事業は翌年度繰越額300万円、第2項小学校費、事業名、きめ細かな交付金事業、小学校施設整備事業は4,476万4,000円、第3項中学校費、事業名、きめ細かな交付金事業、中学校施設整備事業は、翌年度繰越額1,291万4,000円、第4項社会教育費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、図書ネットワークシステム改良更新事業は、翌年度繰越額210万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

以上でございます。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第6 報告第2号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計
予算繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第6、報告第2号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第2号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきました平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、事業名、きめ細かな交付金事業、浄水場施設維持修繕事業は、翌年度繰越額440万円です。

以上、繰越明許費について御報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

日程第7 報告第3号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算
繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第7、報告第3号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第3号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきました平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費、事業名、千頭温泉ポンプ改修工事は、翌年度繰越額2,870万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

日程第8 議案第19号 川根本町税条例の一部を改正する条例につ
いて

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災された方々、納税者の実態等に照らし

適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として国の地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布され、同日施行されたことにより、この国の税制改正に伴う措置として、川根本町税条例の一部改正を行うものであります。

議案10ページ、新旧対照表1ページからごらんください。

附則の23条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。

平成23年度住民税での適用を可能とする雑損控除を適用して、前年分の総所得金額等から控除する額について、当該年度に控除しきれない損失額の繰越期間を現行の3年から5年に延長するものです。

次に、第24条、東日本大震災に係る住宅借入等特別税額控除の適用期限の特例です。

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により被害を受け、損壊等により居住することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除を適用できることとするというものであります。

以上、川根本町税条例の一部改正、附則に加えるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告は5点やったんですけれども、その後いろいろ調べたり聞いたりして、最初の4点は解明しましたので、最後の1点だけお聞きいたします。

条例の一番最後のところに、議案12ページですけれども、附則で、「この条例は公布の日から施行し、改正後の川根本町税条例の規定は平成23年4月27日から適用する」と書いてあるんですけれども、その後、「ただし、附則に2条を加える改正規定は平成24年1月1日から施行する」というふうに書かれています。これは、税務課の担当の職員ともちょっと話をしたんですけれども、何かわかったようなわからないような感じで終わりましたので、再度質問するわけですけれども、この4月27日から適用するとしながら、なぜ2条を加える改正規定ということで、結局今度の条例改正は2条を加える改正なわけですから、附則に2条を加える改正ですから、これを前段では4月27日から施行し適用するといいいながら、後段では平成24年1月1日から施行するというふうに両方ともなっているということに非常に理解しがたいものを感じるんですけれども、説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） ただいまの質問につきましては、地方税法の改正条文に合わせた形をとっています。「4月27日から適用」は地方税法の施行日に合わせたものです。雑損控除の関係ですが、23条が該当します。「平成24年1月1日から施行する」は、24条が該当します。住民税の賦課期日を指すもので、住宅ローン控除の関係になります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 多分私もそうだろうとは思いますが、この書き方では「附則に2条を加える改正規定は」ということで、23条も24条も後段の平成24年1月1日から施行するに当たるのではないかとしか読み取れないんですけれども、この点についてどうですか。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） 23条ですけれども、雑損控除適用ですけれども、前年の22年の所得、23年課税分に適用できるように今回の改正はなっていますので、控除しきれない損失額の繰り越し期間を現行の3年から5年ということでの改正になっています。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） それでですね、説明もわかるんですよ。だけれども、こういう書き方が附則に2条を加える改正ということだから、23条も24条も、この改正規定は24年、来年ですよ、1月1日から施行するというふうに書かれているんですよ。今年度は施行しないよというふうにとれるんですけれども、ここの解釈がとても理解できないということで、再度お尋ねしているんです。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） 附則の「24条に係る部分に限る」は平成24年1月1日から施行するということをお願いしたいと。

10番（鈴木多津枝君） だから2条ともっていう。

税務課長（渡邊 清君） すみません、12ページの下から2行目の「ただし、附則に2条を加える」、括弧書きの「附則第24条に係る部分に限る」という意味でございます。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） この条文は、提案理由にもありましたように、国の税法改正に合わせて、また地方税法改正、これに合わせて同日、この川根本町の税条例も同じく改正をするというのがまず最初の施行部分です。ただ、適用に当たっては、例えば雑損控除の繰り越しであれ、住宅取得控除の控除であれ、今年度の該当はなく、来年度からの該当ということになりますので、賦課期日であります24年1月1日をもって適用というんですか、当たるというもので明記するものであります。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案13、14ページ、新旧対照表5ページをごらんください。

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第44号)の公布、施行に伴い、第2条第2項中、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を「47万円」から「51万円」に、同条第3項中、後期高齢者医療支援金等課税額に係る課税限度額を「12万円」から「14万円」に、同条第4項中、介護納付金課税額に係る課税限度額を「10万円」から「12万円」にそれぞれ改めるものであります。

6ページをごらんください。

第3条第1項中、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の算定率を「100分の3.01」から「100分の3.52」に改めるものであります。

第4条中、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の算定率を「100分の20.10」から「100分の20.50」に改めるものであります。

第5条中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「1万4,100円」から「1万4,300円」に改めるものであります。

第7条中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額の算定率を「100分の10.50」から「100分の9.78」に改めるものであります。

第7条の2中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「5,100円」から「4,800円」に改めるものであります。

7ページをごらんください。

第7条の3中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯割平等割額のうち、特定世帯以外の世帯の額を「6,780円」から「6,400円」に、特定世帯の額を「3,390円」から「3,200円」にそれぞれ改めるものであります。

第23条各号列記以外の部分中「47万円」から「51万円」に、「12万円」から「14万円」に、「10万円」から「12万円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第1号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「9,870円」から「1万10円」に改めるものであります。

8ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「3,570円」から「3,360円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「4,746円」から「4,480円」に、特定世帯の額を「2,373円」から「2,240円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第2号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「7,050円」から「7,150円」に改めるものであります。

9ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「2,550円」から「2,400円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「3,390円」から「3,200円」に、特定世帯の額を「1,695円」から「1,600円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第3号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「2,820円」から「2,860円」に改めるものであります。

10ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「1,020円」から「960円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「1,356円」から「1,280円」に、特定世帯の額を「678円」から「640円」にそれぞれ改めるものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 総括的な質疑を行います。

ただいまの提案理由の説明の中で、説明というか、値上げの理由はほとんど説明がされませんでした。どういうことかというと、全部が値上げではないですけれども、総体的に、全体的には700万円ほどの値上げになるよということまで全協で聞いたわけですから、そういうことをしなければならないということに至ったという説明は一切ありませんでしたので、お聞きします。

国保というのは、少ない年金者や、景気や天候に左右されて収入が不安定な商店や農家などの人も、みんな安心して医療が受けられるよということまで国がつくった世界でもすぐれた医療制度、国民皆保険の社会保障制度だということは言うまでもないのですが、今、当町が、先ほども町長の最初のあいさつにもありましたように、本当に大変な状況になっていて、営業も生活も困難になっている、農業も大変だというときに、これまで当町では懸命に据え置きを続けてきたわけですが、税率の。そういうことで、限度額については介護で1万円上げたという経過もあるんですけれども、とにかく税率を据え置いて負担を増やさないよということまで懸命な努力をしてきたわけで、今回、今年も当然それが行われる条件、当然あるという状況の中でこのような値上げをするというふう考えた理由、そのことについて、まず最初にお聞きいたします。

それから、基金が1億7,000万円余あって、それを取り崩して今回さらに値上げも少しはしなければならないという案が出されているんですけれども、全協で聞きましたら、医療費の伸び率をかなり高い見積もりをしていたんじゃないかと、これは委員会でもまた審査をしなければならないと思うんですけれども、こういうやり方というのは、お医者さんに住民がたくさんかかっているから、医療費が増えているから値上げは当然だよと、国保税率の方の値上げも当然だというふうなことで、また今回所得が多い人から多くもらう方法をとっているというような説明もあったわけですから、もし医療費の伸びが本年度予測より低かったという場合に、または調整交付金などもわずかしか計上していませんので、その収入が増えて、全体的に国保会計に余裕が出た、余ったという場合には、これを基金に積み込む考えなのかどうか確認をいたします。

それから3点目は、据え置きにして税は上げるなということも3月議会でも、予算審査でも一般質問でもやったわけですから、足りない分を一般会計から繰り入れて、もし不足が出なければ一般会計に戻せば済むことなんだから、このような大変な時期に値上げを避けようという、そういうやり方で避けようということを検討されたのかどうか。

この3点についてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総括的なものでいいですね。なので、1点目は値上げをした理由、それから2つ目は余ったら基金に入れるか、3つ目は一般会計からの繰り入れを考えている

か、この3つについて総括的な答弁をお願いします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 今回の改正でありますけれども、まず限度額等の引き上げについては、中間層ですね、こちらの方の負担割合を軽減するということになります。

それから、全体的な考えの中、例えば医療費部分であるのと、例えば後期高齢者の支援部分、総括的な部分のところの中において、今まで例えば据え置いてきた部分等について、これについての調整という意味合いがあるわけでありまして、例えば被保険者が例年少なくなっていると、そういう中において、それでは全体的な医療費の部分をどういうふうに負担をしていただくかという部分の、そういう調整的な意味合いということでもありますので、これは全体的に値上げをするということを前提としたものではございません。

次に、基金に積み込むことがあり得るのかどうかということでもありますけれども、本年度においても3,000万余の基金繰り入れを当然行うという中において、次年度においても基金の取り崩しはやむないではないかというふうに思われます。そういう中においては、これを例えば積み上げるというようなことは、想定には余り考えられないのではないかというふうに思っております。

3点目は……。

議長（板谷 信君） 一般会計からの繰り入れ。

副町長（小坂泰夫君） あ、一般会計からの繰り入れですね。一般会計からの繰り入れについては、現行1億7,000万の基金があるという中で3,000万余の基金繰り出しをしていくという体制の中で、現状の中では一般会計の繰り入れは想定はないというふうに見ております。

以上です。

議長（板谷 信君） いいですね。

ほかに質疑ありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告はしておりませんが、ちょっと今の質問と答弁を聞いておきまして、要するに年齢構成が高目になってこれからいくという段階で、ある程度、とにかく国の指針もあって、その保険料の改正というのはいいですけれども、従来のやり方で、いわゆる準備金あたりでお茶を濁しているような方策では、ちょっとこれからやっていけないんじゃないかと。ということは、なぜかという、滞納金もたくさんありますね。だからそれは何かというと、いわゆる低所得者、あるいは年金生活者が多い中で、特に注目するのは、意外に若い方々の所得が下がっているということを考えますと、少しこの国保の運営自体を根本的に考えていかななくてはならない時期に来ているんじゃないかなという感じがしますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問のところでもありますけれども、国民健康保険制度は法にのっとった制度であるということで、この運営に当たっては法に準拠した形でやって

いかなければならないわけでありませけれども、御指摘の中にありましたように、例えば滞納部分が多いとか、そういう部分については、やはり行政側ももっと努力をして、そういうものの不公平感がないようにやっていきたいというふうに思います。全体的なところも同じ考えでありまして、これは被保険者の中で、例えば経年の中でもそうでありますし、その年度の中でもそうでありますけれども、こういう各負担の中で、国保は皆さんが支える保険制度という中において、不公平感が生じないように、そういう中で検討、努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第21号 町道路線の認定について

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第21号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第21号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページをごらんください。

この道路は、一部供用をしております国道362号上長尾バイパスの新中津川橋左岸側付近を起点とし、役場や小中学校、保育園等の公共施設を通過し、大井川鉄道田野口駅とを結ぶ路線で、大井川の堤防管理道路、既設の町道9路線、国道362号、県道川根寸又峡線のそれぞれ一部の区間をつないで一つの町道路線とするものです。

今回、町道高郷田野口停車場線として認定をお願いするのは、この路線を幹線町道として認定し、国道362号線上長尾バイパスの一部として整備していきたいという目的がございます。整備予定区間は、中津川から長尾川までの大井川の堤防管理道路の区間を主とする延長430mで、社会資本整備総合交付金事業を活用し、県の過疎代行事業により整備を進めていく計画であります。

この事業を円滑に進めていきたく、道路法第8条第2項の規定により、町道路線として認

定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 全協などでは、かなり町の負担状況とか、過疎代行の事業はどういうものだとか説明があったんですけども、通告をした目的や事業実施内容、今後の実施内容についてはただいまの町長の提案理由の中にほとんど詳しく入っていましたので省きますが、どのような負担割合、あるいは県の支援でこの事業が行われるのか、そしてまた今後の見通しはどうかという2点についてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず最初に、町の負担ということですが、これは国の社会資本整備総合交付金事業を使いまして、県の過疎代行業業で行うということになりますが、町の負担としましては、測量試験費と舗装工事にかかわる費用になります。その費用のうち交付金が60%、町の実質の負担は40%ということになります。

それから、今後の見通しということですが、町道事業として整備する区間は、先ほどの提案理由にもございましたけれども、新中津川橋から長尾川までの間、430mでございますが、国の交付金事業を活用していく予定でありますが、4月の中旬ですけれども、県の関係部署とのヒアリングも実施をし、交付金の配分額の内示も現在いただいております。今後は県と協議を行いながら早期完成を目指していきたいと、そんなふうに考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 全協でもちょっと言いましたけれども、北部の方でも今までにかなり国道から町道へ降格するという件がたくさんありまして、千頭のスタンドから前山へ抜けるのが、あれが川根寸又峡線になっていたんですけども、あの場合、前の町長さんは突っぱねたんですね。ということは、なぜかという、町道に降格する場合は、国からとか、あれは川根寸又峡線ですから県からの逆に陳情ですわね、それでけ飛ばしたら、向こうで条件つけてきたんですよ。ということは、なぜかという、要するに完全に整備するから町道にしてくれということで。これを見ますと、町の負担がかなりあります。逆にテクニカのところから三盃を回って柳瀬へ出る場合が、あれもそうだったんですけども、あれは国道だったんですけども、あの場合は、また町長がかわりまして、何も言わなかったから、そのまま降格になったという例がございますので、今度もまた崎平・青部間のあのバイパスができますと、今度は小井平から崎平まで、かなりのまた区間が町道に移管するという形で国から出てくると思いますが、そういう点も含めまして、かなりテクニクに物を考えていか

ないと、町の負担がなるだけ軽くなるような方策をとっていただきたいなと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） ただいまの市川議員の御質問ですけれども、今回町道路線として認定をお願いするのは、国道から町道へ降格とかそういうことではございません。上長尾バイパスを早期に進めていくということの一つの手法ということで、こういう形で今回お願いをするということです。今現在、川根本町では国道362号のバイパス工事ということで、富士城と青部バイパスの2カ所で現在事業を実施中でいます。それに加えて新たに上長尾バイパスを新規事業として採択するということは、今の現状等を考えれば大変厳しいものがあります。そういった中で、上長尾バイパスをあのままで休止していくというわけにはいきませんので、国道のバイパス工事以外の方法で何か延伸工事が図れないかということで、県の関係部局とも今まで検討してまいりました。その結果、町道の幹線道路として認定をし、国道上長尾バイパスの一部となるように町道事業として整備をしていきたいということで、今回実施をしたいというものであります。

バイパス工事ということで工事を進めていけば町の負担はありませんけれども、1年でも2年でも早く上長尾バイパスを完成するためには、こういう方法をとってやるのが一番よいという判断で、今回実施をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度川根本町一般会計補正予算
(第 1 号)

議長(板谷 信君) 日程第11、議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,379万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,879万4,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、東日本大震災を踏まえ、緊急時の非常用食料の整備及び配備、観光客誘客対策や上長尾バイパス事業促進のための町道測量設計業務の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、560万円の増額です。財産管理費は、高郷にあります元中学校寄宿舎等の町有施設が老朽化し危険であるため、解体するための工事費、自治会振興費は、地区における地域自治会振興事業交付金の活用に伴う集会所修繕工事等の増減と健康増進施設である体育館の雨漏り防止工事の追加をお願いするものです。

第2項企画費は、60万1,000円の増額です。これは、情報通信基盤整備事業に係る先進地視察の費用の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第2項児童福祉費は、94万5,000円の増額です。これは、地域子育て創生事業を活用し、三ツ星・桜保育園及び藤川の子育て支援施設にAEDを整備するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、234万6,000円の増額です。これは、町有の診療施設修繕費が不足したための追加、いやしの里診療所医師住宅へのエアコン設置費用の追加と、いやしの里診療所医師招聘に係る広告費分の診療所特別会計への繰出金をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、140万円の増額です。これは、林道八木線改良工事において県補助金を活用し施工するに当たり、事前の登記が必要となったため、登記及び土地購入費等の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、1,431万5,000円の増額です。これは、東日本大震災等により町内観光産業が大打撃を受け、地域経済が停滞しているため、緊急の観光誘客対策として、期間限定で宿泊者への町内商品券類の進呈による誘客促進を実施し、地域経済の活発化を目指すものであり、その経費の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、45万円の増額です。これは、家屋の耐震診断であるTOUKAI-0 専門家診断の要望が多いため、追加をお願いするものです。

第2項道路橋りょう費は、3,200万円の増額です。これは、上長尾バイパス事業促進のために町道高郷田野口停車場線の測量設計費用をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は、1,613万7,000円の増額です。これは、今回の東日本大震災を踏まえ、町内の非常用食料の整備、配備を検討し、一時避難所である各地区集会所等へも配備するための費用の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は、122万6,000円の減額です。これは、各地区において地域自治会振興事業交付金に伴う事業の計画変更による増減です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は、1,822万5,000円の増額です。これは、TOUKAI-0 専門家診断の追加に伴う住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の増額、町道測量設計の実施に係る交通円滑化事業交付金の追加です。

第14款県支出金、第2項県補助金は、628万8,000円の増額です。民生費補助金は、保育所等へのAED整備、土木費補助金はTOUKAI-0 専門家診断の増額、消防費補助金は非常用食料の整備に係るものであります。

第18款第1項繰越金は、5,050万7,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしましたけれども、11点ほどしまして、その後電話などで少しわかるところを聞き取りまして、4点ほど取りやめをさせていただきたいんですけども、通告に従って、取りやめのところはやめるということを申し上げまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、歳入全体的にとりゃ全体的になんですけども、平成22年度の決算によって繰越金が3億6,621万5,000円というふうに確定したという報告がありました。当初予算で今年度1億円計上していますので、今回5,050万7,000円計上されたということで、それでも残りが2億1,500万円より少し多いくらいの残りがあるということで、余剰財源を確保したわけですけども、今回の計上が、やはり町民の方たちは6月議会に補正予算が出るということで、どういう仕事ができるかなという期待や、どういう住民支援が出されるのかなということで大きな期待を抱いていたと思うんです。補正予算、ただいまの説明でもありましたけれども、住民の暮らし、あるいは町内の営業を何とか支援したいという中身にはなっていますけれども、計上額としては、この余剰額に対して非常に少なかったんじゃないかというふうに思うんですけども、こういうふうに控えたというんですか、事業実施を控えた、予

算計上を控えたという理由は何なのかお伺いします。

そして、その残りの2億1,000万余の繰越財源をどのように今後住民の暮らし、営業、福祉、守るために使っていく考えか、見通しを持っておられるのか伺います。

2点目ですけれども、7ページ、歳出の方に入ります。

7ページの2款1項5目の財産管理費のところの15節工事請負費で316万6,000円が計上されていますけれども、これは旧上長尾の職員住宅の解体とのことですが、現在住まわれていらっしゃる方、以前はいらっしゃったんですけれども、どうなっておられるのか。それから、広さ、面積を、事前にちょっと聞きましたけれども、ここでもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目ですけれども、同じページで2款1項8目の自治会振興費の工事請負費で367万7,000円の減額が、高郷で通告しましたけれども、間違いで、梅高地区集会所の修繕を取りやめるということですが、取りやめる理由についてお聞きいたします。

それから、その下の19節のコミュニティ施設整備事業費補助金、これは旧本の方で町が補助金を出して地域が主体になって整備修繕していくということですが、これに365万7,000円の補助金が計上されていて、小長井が小規模、桑野山、坂京の集会所修繕が大規模というふうな説明があったんですけれども、地元はこのことによってどれくらいの負担をすることになるのかお聞きいたします。

それから、2款2項5目の情報政策費の普通旅費60万1,000円ですが、先進地視察旅費ということで、目的、行く人たちはどうかということで通告したんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

それから、次の2点は、8ページ、9ページのところは問題もないようですので、担当の努力もありますし、取りやめます。

それから、次の7款1項3目ですけれども、9ページです。

観光費の観光誘客促進業務委託料1,431万5,000円ですが、落ち込んでいる観光客を1万人誘客する目的で宿泊客に町内商店でのお買い物クーポン券を宿泊施設でお渡しして、大人の人に1,500円、子供に1,000円を出して、誘客と町内の商店の売り上げ増額につなげたいという説明があったわけですが、こういうことをやっている地域、いろいろ、たくさんあるかどうかはわかりませんが、聞いているんですけれども、担当としてはどのようなところをモデルにして、あるいは全然モデルなんか関係なしで考えついたことなのかお聞きいたします。モデルを見ての計画でしたら、そのモデル地域の状況はどうか、調べてあったら教えてください。

それから、この交付する、クーポン券を交付するサービス期間が7月後半から9月末という説明だったんですけれども、この期間というのは年間でも一番行楽客が当町に入ってくる時期で、活性化の効果が、そういう時期にこういうサービスをして期待できるのかということで全協でも疑問を申し上げたんですけれども、こういう計画、1,400万という支出、

事業計画ですので、ぜひ本当に商店の方たち、旅館の方たち、町内に効果の出る事業としなければならぬと思うんです。それで、これを考えるのに観光協会からこのような、いろいろ検討した結果、こういうことをやってほしいよという希望が出されて取り組むことなのかという点をお聞きします。そしてまた、旅館の割引補助には使えないというふうな説明もあったんですけども、旅館の集客力、この実施しようとしている時期は一番お客さんが入る時期なので、その時期をずらして、あるいはこういう補助の要望がなかったのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから次のTOUKAI-0は取りやめます。

次の10ページの8款2項2目の道路新設改良費の測量設計委託料3,200万円ですけども、先ほど町道認定のところの説明があった高郷バイパスが、なかなか国道としての改修は見込めないで、町道の整備ということで社会資本整備の国の補助制度を使って県の過疎代行で行うということですけども、実施区間が1,140mの、実際実施するのは430m分の改良を先ほどは行うということだったんですけども、今回この出されている3,200万円の測量設計委託料は、将来的に実施する区間の1,140mの測量設計委託料ということで、大変これ早まることはうれしい計画なんですけれども、測量舗装の分は40%町の負担が残るということで出された予算で、先ほど市川議員からも、なるべく町の負担がないようなことをというふうに意見もあったわけですけども、大きな工事の中の大きな補助金が県から来るということでは非常にうれしい計画だなと私は思って見ました。

でも、一つ心配になることは、道路が変わることで、路線が変わることで、この町の、旧中川根においては特に一番商店街と言える道路が、つけ替えをすることによって、そこを車が通らなくなってしまう。そうすることによってその地域の商店街が寂れていくのではないかということもかねがね不安の声も聞いております。そのことに対して、高郷地区商店街の方々の振興対策、あるいは要望などの取りまとめなど、どのようにこの間取り組まれてきているのか、また、どのようにやっていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

最後のも取りやめますので、これで質問を終わります。1回目の質問を終わります。

議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。総務課長。

総務課長（柴田光章君） それでは、鈴木議員の質問につきまして、総務課の関係について順次説明させていただきます。

最初ですけども、繰り越しの補助財源の今回の計上額が少なかったというような内容でございますけれども、今回は決算見込みにより繰越金額の範囲内で、財源不足分を繰越金で手当てするような形になっております。今後につきましては、震災の影響もまだ出ておりますけれども、夏以降の補正財源、また後年度に備えた積み立て等を検討してまいります。

2つ目ですけども、財産管理の関係です。教職員住宅の関係でございますけれども、こちらに住んでいらした方は、平成22年9月に転出しまして、賃貸借契約が終了しております。その後、建物内等の片づけ等も実施しておりまして、最終的に整理がつきましたので、解体

工事を行いたいと思っているものでございます。広さ、面積でございますけれども、約300㎡の建物でございます。3棟になっております。

次に、自治会振興費の工事請負費でございますけれども、梅高集会所の関係でございますけれども、当初梅高集会所の方でございますけれども、入り口や玄関、トイレのバリアフリー化を計画しておりました。ただ、集会所の敷地が民地であるということで、この借地問題を解決したいということで、自治区の方では土地取得事業に変更したいということでございます。

それから、次のコミュニティ施設整備の補助金でございますけれども、旧本川根地区の集会所の修繕でございますけれども、小長井地区でございますけれども、厨房床の張り替えや防災カーテンの取り替え等の事業でございます。小規模改修でありまして、2分の1の補助であります。

地元負担がどれくらいになるかというような質問がありましたけれども、現在の世帯数で割りますと、1世帯当たり約1,200円となります。

次に、桑野山でございますけれども、空調設備の新設と防災カーペットの敷設を予定しております。これも小規模改修でございます、2分の1の補助になります。地元負担が現在の世帯数で除しますと、1世帯当たり1万3,500円程度でございます。

坂京地区でございます。こちらは屋根のふきかえを計画してまして、大規模改修となります。地元は3分の1の負担となりまして、現在の世帯数で除しますと、1世帯当たり約4万1,000円となりますけれども、いずれも今回の自治交付金を充当する予定であるというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 企画課ですが、7、8ページにかけましての2款2項5目情報政策費の9節旅費60万1,000円について、その目的、行く人たちはとの御質問ですが、情報通信基盤整備事業の利活用に係る職員の先進地視察の費用の増額補正をお願いするものでございます。昨年度末、情報通信基盤整備につきまして検討委員会を設置させていただきまして、協議をしていただきましたが、その中におきまして、利活用部分について十分検討するよう指摘を受けまして、その後町内でも利活用につきまして検討委員会を設置し協議しております。現在、幾つか提案が出されて検討しておりますが、各分野における先進地事例を確認しまして、さらに具体的な検討をしていきたいと考えまして、計画をしたものでございます。

担当職員は、3名から4名の小グループで6カ所ほど検討しておりますが、延べ20名分を計上するものでありまして、7月から8月にかけて実施をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） それでは、商工観光関係の7款1項3目の御質問でございま

すけれども、今回の商品券を贈呈するという、モデルとしたケースはあるかという御質問ですけれども、まずこれについては、計画段階でモデルにした地区はありません。ただ、その後インターネット等で調べましたところ、北海道の小樽市が6万人に1,000円の観光振興券を贈呈すると。これは市の事業として行うというものはございました。その他にも様々な似たような施策をやっているところもありますけれども、内容が100%行政の補助なのかどうか、それがわからないものですから。これは一つありました。

次に、サービス期間が7月後半から9月末日で活性化の効果が期待できるかという御質問ですけれども、この時期につきましては、静岡県の緊急誘客促進事業が県内宿泊者を対象に6月25日から9月30日まで行われますことから、県の実施期間に合わせて町の事業を行うことでより効果を得られることをねらったものです。また、この実施期間の詳細につきましては、今後観光協会や商工会と協議して、はっきりした期間を決めていきたいと考えております。

最後の質問の旅館の宿泊費に使えるように要望があったかという御質問ですけれども、これについてはなかったということです。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、建設課の関係になりますが、8款2項2目道路新設改良費の関係です。

国道路線つけ替えによる影響を受ける商店街の振興対策、または要望などの取りまとめはどのように取り組まれているのかという御質問でございますが、現時点におきましては、具体的な取り組みや計画等は持っておりませんので、ここで申し上げることはできませんけれども、地元商店街の振興は、地域にとりましても大変重要なことでございますので、これから商店の方や、また商工会等から意見や要望等、こういったものを聞く場をつくっていききたいと考えております。そうした中で、官民協働してお互い知恵を出し合いながら振興策を考えていきたい、また実施をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 7款1項3目の観光費の観光誘客促進事業についてですけれども、期間については今後観光協会と話し合って詳しく決めていくということと言われたんですけども、期間は、例えば7月から9月ではなくて、もっと違うときに移る可能性もあるよということなんでしょうか。それとも7月24日からでしたか9月末までという、その期間を縮める、あるいはその中で土日は使えないとかお盆は使えないとか、そういうことについてを見直すということで、期間のそのいつからいつまでということは変えないということなのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、その同じところですが、当町の観光事業者が求めておられることという

のは、毎年1月から3月の時期が非常に落ち込むわけですが、町に入ってこられるお客さんが、そういうときに、特に今年は大震災の影響で、さらにその後も落ち込んだままになっているということは何とか改善したい、それで町を活性化したいというふうな願いを持っているのではないかと、思うんですけれども、この実施期間、町が示した期間で宣伝など有効にできるのかということが非常に心配なんです。観光業者は、むしろ宣伝の方に力を入れたい、何かそういうことで使えるお金が欲しいというふうに思っておられるのではないのでしょうか。その点について、最初の質問とあわせて答弁をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） まず、期間の詳細ということですが、これはできるだけ早くやっていきたい。ただ、余り早くやり過ぎると、後のそのPRの効果がないということで、7月の下旬はあれなんですけれども、最後をどこにするかというのがありまして、例年並みに戻ったとして6月いっぱいぐらいで予算を使い切るという予定でおりますが、もしこれが、ちょっと様子を見まして、かなり落ち込んだままですと、使い切れなくなるわけです。そうしましたら、またそれを後半に持っていくと、今後の状況によって実施期間を伸び縮みというんですか、していきたいと思います。

その次の冬の観光局の落ち込みに対するという対策ですが、これについては今後、8月から11月等の観光客の入り込み状況によって、必要であれば対策を図っていかなくてはならないかなと考えております。

最後の宣伝方法のPRですが、観光新聞というのでアンケート調査をした結果があるんですけれども、現在6割の方がインターネットを見て宿泊先を選んでいるという傾向があるよというような記事が載っておりました。それとまた、震災後、かなり先の予約でなく、割と直前の予約が多くなったよということで、インターネットによる各旅館さん、もちろん町も観光協会も広報していきますけれども、各旅館さんが上手にPRしてくれれば有効に誘客が図れるものと考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪でございます。

鈴木議員の質疑を聞いていて、もうちょっと聞いてみたいなど、そんなふうに思いますので、お願いいたします。

この計画は、既に予約が入っている団体ツアー客、あるいは個人のお客様にも適用されるわけだと思っております、その期間になったらですね。寸又峡に泊まってみたら1人1,500円のクーポンがもらえたと。お客さんはラッキーと思うでしょう。でもこの趣旨が誘客ということをやっておりますので、寸又峡に来てくださいという誘客として活用するならば、もうちょっといろいろなアイデアがあったかと思っております。先ほどの答弁の中に、宿泊したところでは使えないというような説明でした。またそれから、期間はある程度弾力的にというようなお話でございました。そういう中から、観光協会と事前に練り上げた施策であるかを1点、

まずお伺いします。

それから、前の説明では7月25日から始めるということで、あと1カ月後からと理解しておりますが、この間に事前のキャンペーンも時間的に窮屈だと思うんです。先ほどネットから発信するというようなお話もございましたけれども、いかにしても窮屈だなということでもあります。

それから、余ったらといいますか、ゆとりができたならまた後ろの期間に戻すというようなお話も今答弁されましたけれども、例年ですと、資料を持ち出しますと、7月、8月、9月で恐らくこの人数は1万人ですね、消化されてしまうと思うんです。消化されるのが一番いいんですけれども、この期間に。この期間ですと、去年の場合、7月が2,700人、8月が約5,200人、9月が約3,000人ということですので、軽く1万人を突破するという現実があります。それと、県のキャンペーンです。このキャンペーンが6月25日から9月いっぱいということで、大井川鉄道フリーきっぷ半額というキャンペーンがありますけれども、これに合わせた期間にダブってくるんですけれども、この時期にこの同時期に合わせた理由、先ほどもちょっと答弁ありましたけれども、もう1回、この時期に合わせた理由をお伺いしたいなと思います。

例えば県のキャンペーン中、この半額ということでたくさん入ってこられると思うんですけれども、そのときに10月あるいは12月、先ほど申しました来年1月、2月、3月に川根本町に観光に来れば1人2,000円、あるいは3,000円を先着5,000名にプレゼントしますよというキャンペーンのお知らせのチラシ、またはインターネットでの発信をすれば、時間的にもまだまだゆとりがありますから十分できるわけですし、これが例えば寸又峡あるいは接岨峡に来てくださいよという誘客の宣伝の本旨だと思うんですけれども、まず先ほどの2点、観光協会と十分練り上げたか、それからこの県のキャンペーンに時期を合わせた理由をお伺いします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 観光協会の方からは要望等入っておりましたけれども、なかなか例えば観光バスに対する補助金とか、様々、県もやっているわけなんですけれども、ちょっと偏る、全部の町内の宿泊施設が団体客をやっているわけではないということもありました。あと電車で来る方はどうする、車で来る方はどうする等いろいろな意見がありまして、もしやるなら、様々なそういうことをやっていかなければならないかもしれませんが、県が大井川鉄道のクーポン券の半額キャンペーンをやると。あと観光船でもやると。あと風評被害対策もやるというようなことで、今回町がこの商品券ということで決めたものです。

それと6月25日からの県の半額キャンペーンに合わせた理由ということですが、これは、県は県内の宿泊先ならどこでもこの大井川鉄道のクーポン券が半額になると、とかね、半額にもなるんですけれども。そういうことで、川根本町に宿泊客を引っ張ってくるための県とは違った施策ということで今回計画しました。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） これは外からの観光客の誘客ということでございましたが、前の議会で私、町内の敬老者に宿泊のプレゼントをしたらどうかという提案を申し上げておりましたけれども、これにかんがみて検討されてきた経緯があるかどうかお伺いします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 町内の宿泊者ということですので、町民であれば宿泊していただければ当然商品券は進呈させるということですのでけれども。

議長（板谷 信君） 町外、町内区別しないということだね。

いいですか。では、ここまで……。

（「議長」の声あり）

議長（板谷 信君） 総括質疑になるので、さっきやったのではないよ、やる余地がないよ。

9番、市川議員。

9番（市川昌美君） 同じ関連ですけれども、要するにこの運用、いわゆるここにございますね、1,500円、来てくれた人に渡すということですのでけれども、先ほども前の方がおっしゃっていましたが、要するに誘客と、これあげますよというのは事情的に違う。いろいろ意見があると思うんですよ。ということは商工会、観光協会絡んでいますから、なかなかしっくりいっていないですね。ですから僕は昨日ちょっと会いまして、1,400万という、いわゆるこの震災のいろんな影響を何とか克服するためにやることをすべてだめだとは言いませんけれども、運用の場合、スムーズにいくんだったら、いわゆるこういうクーポン券の部類と、いわゆる商工会関連、それと観光客の誘致、宿泊客の誘致と別々に、単純な話ですけれども、運用面で、半分半分にしたらもめることもないだろうと。そうしてやれば、同じことで自分たちがそれを運用して計画書を出して、それである程度効果が出れば、観光課としても当初の目的は達したんじゃないかなという感じもするし、ちょうど今この件で6月25日から9月30日まで半額キャンペーンをやりますけれども、これにちょっと輪をかけてやりたいという思いはわかりますけれども、運用面でもしてできるものなら、お互い受益者半々ぐらいにして運用の面でやって、きちとした経理とか計画をやってもらって、後またごたごたすることもないだもんで、そういう形で運用をやる思いはありますか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 半々ということですのでけれども、今回の震災で宿泊業だけが影響を受けておるのではなくて、やはりこの街道沿いの食堂とか商店も、観光客の減った分は減っているよという声があります。それでこの商品券を町内で使ってもらうことで観光業の誘客を図りながら商店を、観光客の減の影響を少なくしたいということで今回計画したものです。ですから、両方に効果があるものと考えております。

それとまた、運用につきましては、今回の予算で認めていただければ、早急にチラシ等を使って、観光協会がキャンペーン費用を持っておりますので、できるだけ7月の早い段階で県外、関東とか中部とか予定しております、そこへキャンペーンに行行って宣伝したいと思っ

ております。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 言っていることはわかるんです。要するに商店街もあるし、旅館もそれぞれ、野口屋さんからいっぱいこっちもありますから。だからその関係で、その区分を分けた方が運用がすっきりするんじゃないかと。余り役場で計画したものを押しつけても、結局20年、30年、40年やっている、いわゆるベテラン衆の運用の計画というのは、ある程度いいものもあるし、悪いものもありますけれども。そういう意味で、ある程度の計画書を見て、あなたたちがいいとなれば、運用面でそういう形にしたら、700万なら700万の金が商店街にも行くわけでしょう。その方が、要するに使い分けですっきりして、あといろんなものを、行事をやる場合でも、合同でやる場合もありますけれども、この場合はそういう形でやったときに、宿泊客にこういうような形でやるのもいいだろうし、あるいはほかのプランが出てきたらそれをやるのもいいから、要するに、その行事をやるについて、商工会も観光協会も近い団体ですけれども、余りごてごてしないようにすっきりするには、そういう運用方法もいいではないかなということで提案したんですけれども、そういう考え方は全くないですか。

議長（板谷 信君） 答弁ありますか。町長。

町長（佐藤公敏君） 本来、私自身は観光地でバーゲンセールを打つということについては考えものだなというふうに思っております。しかし、このような非常事態には、いずれにしてもお客さんが激減している状態でありますので、県の観光協会、県もそういう方向で今回のキャンペーンを張ったわけでありまして、県下一律のキャンペーンですと、この地域がさらに何といいいますか、差別化する部分がないものですからね。本来繁忙期でなくて暇なというか、お客さんが絶える時期を当初考えていたわけですが、その現在が大変お客さんが減っているという状況の中で、少しでも早くお客さんを迎えることによって、今の経営状況をよくしていただきたい、そういう思いから今回のキャンペーンの要望がありましたし、町としてもそれに支援をしたいと。そういうことで、例えばエージェンとか、バスで送ってくれたお客さんにお幾らとか返す、いろんな方法があったわけですが、その中で今回はクーポン券を使おうということにさせていただきました。それは、この地域に泊まってくださるお客様にそのクーポンを差し上げることによって、そのお金がですね、町内にどうやって循環させるか、早い話、そういうことなんです。先ほど課長が申し上げたように、今回のその影響を受けているのは宿泊施設に限らず、飲食店、あるいはお土産店、商店街、いろんな面でその影響を受けておりますので、何とか地域の中にその1,400万円を循環させる、要するに宿泊したお客さんにとってはその分は割引なんです。その割引がキャッシュで戻るんでなくてクーポンで戻る。そのクーポンをさらにこの地域の中に再循環させると、そういうことで考えていただければありがたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 課長の言うことも町長の言うこともわかるんですけども、要するにその商店街の救済と一緒にやるところにちょっと無理があつて、その辺がやっぱりあつれきの原因になっているかなということで、私も行ってきました。それで商工会の人もいるところで話をしてきましたけれども、そうしたら、そういえばそれの方がすっきりするかもしれないと。ある程度自分たちのプランも取り上げられて、その方がいいじゃないかというような意見もございましたものですからお聞きしたわけなんですけれども。こういうもの、そうじゃなければ、要するにこんなに急な補正でなくて、もう少しじっくり話をし合う期間もあつてもよかったのかなという感じもしますけれども、その辺、本当に私は質疑ですから、要望なんていうことは言うわけにはいかないですけれども、関係をちゃんと、険悪な状況になっているというのは余りよくない。それを、特に観光課がかつかしたらもうだめですからね。だからあなたたちはどちらかという中へ入ってリーダーシップとってやって、やりやすいような方向をとってもらいたいと思いますけれども、その点も含めていかがですか。

議長（板谷 信君） 同じ答弁になって結構です。

町長（佐藤公敏君） 予算が通って、それから商工会ですとかに説明する部分もありますので、その前の段階で、必ずしも十分に紹介も含めて練ってきたかという部分については欠けている部分もあったかと思えます。それで、市川議員のおっしゃるようなことについては、また今後いろんな企画を練っていく機会もあるうかと思えますけれども、またそういう中でいろいろ意見として考えさせていただきまますので、今回はそういうことで何とか御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 別件といたしますか、補正の最後のところの9款1項4目の非常食の関係ですけれども、私は気がつくのが遅かったものですから大変申し訳ないんですが、金額はいいとしても、人口8,300人分の6食でアルファ米等ということと集会所配置ということなんですが、その中に、私もうっかりしたんですが、生米が500kg入っているということで、これは生米ですから、非常に賞味期限とか扱いの問題があると思うんですが、これをどういう目的でどういうふうに配置するのかと。それから、保存状態によっては割と早目に劣化するという点もあるものですから、そのローテーションといたしますか、どういうふうに消化していくのか、その辺の考えをちょっと確認したいと思えます。お願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 白米の備蓄の関係でございます。

地震の被害にもよりますけれども、大震災等における食料の確保は重要な課題でございます。今回5年保管可能なアルファ米に加えて白米も確保するというようなことで、より住民の安全・安心を確保したいという考えでございます。

保管の方法でございますけれども、町内主体の米穀業者等の冷蔵庫による保管を確保し、緊急時に使用するというような目的で考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） すみませんが、課長のその言語不明瞭でよく聞き取れないもので、これからそういう点は注意して明快にお答えいただきたいので、今の答えも、ろくすっぽわからんもんでね、どこへ、大型冷蔵庫へ保存してもらおうということですか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 最後の部分でございますけれども、町内主体の米穀業者の冷蔵庫等に保管をしていただいて、緊急時に使用するというような形をとりたいと考えております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そうしますと、当然どの程度の期間でそれを入れ替えていって、古い方をどのように償却していくかということをお願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 賞味期限でございますけれども、冷蔵保管でどの程度というようなことは確証を得ているわけではございませんけれども、現在の考えの一つとして、ある程度、3カ月サイクルで補充するような形で、大体6カ月ぐらいは保管できるじゃないかというような考えで、今はそういう配備を考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） もう1回いいですよ。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それをどういうふうにするかとうことですよ。1年間もつわけじゃないでしょう。あるいは1年間もっても6カ月もっても……。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） その後の最終的な賞味期限切れてからというわけでもございませぬけれども、切れる前等にある程度町内の施設等に拋出等を考えております。

議長（板谷 信君） 特に許します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） すみません。いやいや、それは町内の施設といっても、それは学校給食という話もあるし、介護センターもあるし、それはまだちょっとやっぱり後で検討するということになるかもしれませんが、やはりお米の賞味期限とか保存期間とかというのは、低温の保存とかいろいろこれはもうスーパーでもどこでも相当気を使った保存をしているわけです。劣化するというのと、それからもし何かあったらということも、安全確認が得られるかどうかというのは、非常に主食としての配慮がないと、後々それをいただいて食べるかということになると、それをどういうふうに理解してもらってつないでいくかという点をあらかじめ理解が得られるようなことを想定して、私はお話を伺いたいと思ったんです。ちょっとその辺は丁寧じゃないなと思いますね。もう一度聞きます。

議長（板谷 信君） 丁寧な説明をお願いします。趣旨はもう十分わかったと思うので。副町長。

副町長（小坂泰夫君） 白米の備蓄ですけれども、今回1,500kgですけれども、これについてはいきなりすべてを、1,500kgを購入ではなくて、先ほど総務課長が言いましたように、3カ月ごとのサイクル、大体50袋ずつを3カ月ごと備蓄をしていくと。その間に賞味期限というんですか、消費期間が来るものですから、おおむね大体3カ月というんですけれども、大体6カ月ぐらいが一つの目安ではないかと。ですから3カ月、3カ月、50袋、50袋というのと大体1,000kg、100袋ぐらいが常時備蓄されていくという状態になるかと思えます。

放出については、今お話がありましたように、学校給食とか、それから例えば配食サービス等、それから老人施設というんですか、3カ所あります自立施設、そういうところの昼食サービスとか、そういうところへ抛出が想定をされておりますけれども、ただ学校給食の場合、強化米等の問題、部分もありますし、その点のところは少し詰めていきたいというふうに思っていますけれども、基本的には、もう一ついえば、保育園も想定もありますし、そういう中で配分を。学校給食の場合、大体年間5,000kgぐらい使うんですけれども、今年年間ベースで使っても2,000kgぐらいということですから、2,000kgすべて学校給食に使うということはありませんので、あっても大体その2分の1ぐらいかなというふうに想定はします。

そのように、いわゆる放出、というか抛出については、そういう各々事情を十分考察しながら出していきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分にしたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第23号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第12、議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,250万3,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、地名簡易水道施設整備工事に係る管理用道路経費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページからごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、300万3,000円の増額です。これは、地名簡易水道施設整備において、施設整備後、管理用道路の開設を予定しておりました。用地交渉において、早期に御理解をいただくことができたため、測量費、土地購入費、伐採費等の追加をお願いし、工事においても活用したいというものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は、300万3,000円の増額です。これは、地名簡易水道施設整備に係る道路開設費用の財源として水道事業基金から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

金額、300万3,000円につきましてということで、これは今の説明でも地名簡水の管理用道路の開設に伴う用地に係る費用ということですが、購入するところは山林ということで、25万円と非常に安いわけですが、それに対して支障木伐採委託料は126万9,000円と、面積がどれくらいかわかりませんが、非常に高くなっていて、これは事前にちょっと伺ったんですけれども、本会議でも明らかにしておいた方がいいのではないかと思って、この購入面積と、それから伐採委託料がこのように高くなる理由について積算根拠をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今回購入を予定してある土地の面積は、1,000㎡でございます。

それから、伐採委託料の積算根拠という御質問でございますけれども、支障木は今回30年生の杉、ヒノキ等で約100本ございます。それからこの委託料の中には、伐採費用に加えて杉、ヒノキの根の部分の処分費も含んでおります。そういったことで、用地購入費に比べまして伐採委託料が高くなっているということになります。

それから、土地の購入単価ですが、町の川根本町土木事業施行要綱で定められております基準単価を使っておりますが、1㎡当たり250円でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問ありますか。

ほかに質問ありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） この補正には直接は関係いたしませんけれども、地名の簡水ということですので、関連で発言させていただきたいなと思いますけれども、あそこに農業法人の美味しいたけの事業所がございます。それで、そこにバイトさん含めて18名ぐらい従事して一生懸命やっているわけでございますけれども、あそこに水道を引いてほしいという要望をしたところ、断られたと、そういうようなお話も聞きましたので、この辺を確かめて、美味しいたけは水道を引いてほしいという要望でございますので、検討をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 議案に関係ないですけれども、もし答えられたらお願いします。建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、わかる範囲でお答えをさせていただきますけれども、今の水道加入申し込みされたというのがいつの時期かちょっとわかりませんが、美味しいたけをつくる建設当時、地名の簡易水道加入の相談が確かにあったということです。それで、そのときは地名の簡易水道の給水区域外であるので給水できないということで説明をしてあるということです。そして美味しいたけの関係者というか、施主さん、その方も理解をされたということで聞いています。それで町としては、美味しいたけのある付近に、もと

もと農業用水の水道施設があったということで、それを利用したらどうかということで話をいたしました。それで、そのとき、その農業用水の水道施設はもう水道管も老朽化していて水漏れがあったそうですけれども、町の担当者としては老朽管を更新することや井戸を掘って水源にしたらどうかということで勧めたということで、あそこに水道引けないよということは美味しいたけの方でも、そのときといいますか、承知をしているというふうに聞いています。

わかる範囲では以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） すみません。美味しいたけに聞きますと、沢の水、あるいは井戸水でなくて水道水が欲しいと。ということは、あのしいたけの菌、微妙な菌ですので、塩素消毒のされた水道水の方が発育がいいといいますか、雑菌が繁殖しにくいと、そういう事情で、最近では水道水を供給してほしいという要望でございましたので、検討していただきたいと思っています。

議長（板谷 信君） 検討でいいですよ。当事者がいないだもんで。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 平成23年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第13、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,332万6,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、いやしの里診療所への医師招聘のための広告料の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページからごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、102万6,000円の増額です。医師招聘のため、医師会報及び医師専門紙への求人広告料をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、102万6,000円の増額です。これは、医師招聘のための広告料の財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 補正額102万6,000円の増額ですけれども、現在通告に「こうたい」という漢字を間違えていまして、交代交代の「こうたい」ですので。交代交代でお医者さんをお願いしているいやしの里診療所の医師確保のための広告料ということですが、この広告をやることで医師確保の効果、期待が持てるのかどうか、その見通しと、またこのほかに、これだけでいいとはきっと思っていないと思うんですけれども、取り組んでおられる医師確保対策というんですか、そういうことがありましたら報告をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（栗原 卓君） ただいまの質問の回答ですけれども、効果の期待度ですけれども、今回の広告料につきましては、日本医師新報の方に月2回を6カ月間予定しています。それから、静岡県の医師会報の方に5回の掲載を予定しております。両専門誌には、昨年度の12月から2月までにそれぞれ3回掲載した経緯があります。その際の応募数は8件と、掲載した広告への反応はいいかと思えます。したがって、今回も同様に両専門誌の掲載を計画しまして、広く公募をしてみたいと考えております。

また、そのほかに取り組んでいる医師確保対策につきましては、県に医師の紹介をお願い

しておりますが、本町の北部地域が無医地区ではないということから、県で紹介してもらえ
る自治医大卒の医師の派遣は難しいということと、加えて全国的に医師不足の傾向の中
ので、現在医師を探す自治体が増えている現状で、なかなか思うように医師を紹介して
いただけないような環境下にあることも事実であります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 余りいい見通しというふうには思えなかったんですね。なぜなら、
専門誌に3回、昨年掲載したけれども、8件の応募があったということを課長は大変よい反
応ではなかったかというふうに言われたんですけども、現実には確保には至っていないわ
けなんですよね。今回もまた同じようなことが起きないとも限らないわけで、こういうこ
とをするなどは言いません。もしかしたら本当に効果があるかもしれないし、この地域のため
に貢献して下さるお医者さんを確保できる可能性がないとは思いませんけれども、これだ
けではだめじゃないかなと。県の方も、無医地区ではないということで、自治医大からの派
遣も認めていない、やってくれないということですけども、この地域、町にお医者さんが
何人もおられて、そういうお医者さんのつてとか、やっぱりもう本当ひざ詰め談判で、だれ
か来てくれる人を紹介してもらえないかというような、そういう話を、やっぱり個別にやら
なければいけないでしょうし、そういうのを頼んで、そのときに、いや、じゃ、それでもこ
ういうところがだめだよ、先生呼べないよとか、そういうことをアドバイスをされたら、ぜ
ひそういうことは議会にも言って、町の医師確保の体制をよくしていく、そういうことを提
案をしていただきたいわけです。本当に無医地区ではないとはいいいながらも、やっぱり昔か
らいらっしゃったお医者さんがいないということは、地域の住民にとっては不安なことで、
高齢化も進んでいますし、ぜひ本気で確保をお願いしたい。その医師のつてとか要望を聞く
ということ、どういう条件なら来てくれますかとか、そういう話し合いをしたことがある
のかどうか、その点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 御質問等、また御意見等、ありがとうございます。

昨年、このいやしの里診療所問題、また退任というんですか、やめられるという中で、
いろいろな町としても医師新報、それから県の医師会報、これらも広報もいたしましたん
ですけども、そのほかにも私と前任の生活健康課長等いろいろなお願いもしてまいりました。
病院でいいますと、県立総合病院の方にもお願いもしましたし、島田市民病院ですね、それ
から藤枝市立総合病院、このあたりにも、院長も交えお願いもしました。それから、藤枝の
保健所長、保健所ですね、それから担当の方、県の地域医療課、こういう方々にもお願いを
し、紹介もしていただいたという経緯もございます。それから、町内の先生方の中、すべて
ではございませんけれども、大下先生、油谷先生、倉田先生ともお願い、御相談をさせてい
ただきましたし、現在いやしの里診療所の院長を務めておられます高木先生にもずっと御相

談をさせてきていただいております。

そんな中で、県の医師会の方にもお願いもいたしまして、医師会の副会長の篠原先生にも御相談もさせていただいた。それから、島田の医師会のレシャード先生にも御相談をさせていただきました。榛原医師会の高木平先生とも御相談もさせていただいたと。遠くへ行けば共立湊病院の岡田先生にも御相談もさせていただいたとか、考える手は、あらゆる御相談ということはさせていただいております経緯の中で、残念ながらまだ至っていないということでもあります。

これからいろんな方策というんですか、ありますれば、当然やっていきたいと思っておりますので、医師確保に向けて努力していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 本当にせっぱ詰まったことを一生懸命努力されているというか、話し合い、相談かけられているというのは非常によくわかるわけですがけれども、そういうお願い、話し合いをする中で、じゃ、なぜお医者さんを確保できないのか、何が悪かったのかというか足りないのかというか、現代の医師確保の状況に合っていないものはこういうことがあるよとか、そういうアドバイスのようなものはいただけなかったんでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 当然その先生方、また各機関にお願いするに当たっては、いやしの里の診療所の現況、経緯から現状、そういうものも含めてちゃんとそういう書類、図面等も示した中で御相談もさせていただいて、そういう中で御紹介といいますが、いろいろなお話しもいただいております。ただ、大きなところは、先ほどの生活健康課長の話にありました8件につきましてもそうでありますけれども、立地の条件的、いわゆるほかの診療所と距離が3kmにあるという部分がかなりの部分で影響はするということは事実でございます、かなり煮詰まった段階まで行った段階もございまして、やはりその点を何ていうんですか、ちょっとその辺の関係のところ最後に詰められなかったという経緯もございまして。

その点は、町の姿勢として、地域医療というこの重要性というものを十分御説明をしてお願ひしていくというところしかないというふうに思っておりますので、今後においてもその点は十分配慮をしながらお願ひをしていきたいと思っております。

10番（鈴木多津枝君） 議長、もう1回。

議長（板谷 信君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。だれでも許すというわけではありません。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 川根本町議会の議決すべき事件を定める条例について

議長(板谷 信君) 日程第14、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についてを議題とします。

本案について高畑雅一君から趣旨説明を求めます。11番、高畑君。

11番(高畑雅一君) それでは、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についての趣旨説明を行います。

この発議は、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件に定めるものであります。内容といたしましては、町の総合計画の基本構想を策定、変更または廃止することと、町の総合計画の基本計画を策定、変更または廃止することを議決事件とするものであります。

なお、この条例は、平成23年7月1日から施行するものです。

以上、御承認のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例については、原案のとおり可決されました。

散 会

議長(板谷 信君) お諮りします。

委員会審査のため、6月23日から6月28日までの6日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、6月23日から6月28日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時28分